

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年1月16日（金）9：47～10：14
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

- 稲川 武宣 厚生労働省健康局生活衛生課長
- 石井 博之 厚生労働省健康局生活衛生課長補佐

<事務局>

- 藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長
- 宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 旅館業法特例（厚労省通知）
 - 3 閉会
-

○藤原次長 では、大分時間が押してしまったのですが、旅館業法の特例について、厚生労働省においでいただいています。この旅館業法の特例については各特区でも、なかなか使っていただけない中で、テロ対策や住民とのトラブル防止などのために指導をするべきではないかという議論があった中で、厚労省として通知を出すということでございますので、その点、御説明をお願いしたいと思います。

それでは、八田座長、お願いいたします。

もう説明していただいてよろしいですか。

○八田座長 はい。どうぞよろしく申し上げます。

○稲川課長 私、厚生労働省の生活衛生課長の稲川と申します。

本日はお時間をいただきましてありがとうございます。今日、お時間をいただきました趣旨は、先ほど藤原次長様からもお話がございましたけれども、国家戦略特区法の13条で

決めました、いわゆる旅館業法の特例の適用をうける事業について、現行では旅館業法の旅館にあります宿泊者名簿の備えつけでありますとか、あるいはフロントの設置に関する適用の規定が除外されているということ。あと、この事業が認められる形態はいろいろあるかと思えますけれども、マンションやアパートなど空き部屋の活用も想定されているということを踏まえまして、これに対しまして幾つかの御指摘があったということでございます。

まず1点目は、先ほど藤原次長様からございましたけれども、先の臨時国会に政府として提出いたしました国家戦略特区法案の改正案の与党審議の際に、自民党の党内手続の中で、1番にありますように滞在者の身元の確認や管理ができず、テロ行為者の捜査に支障を来し、国内の治安維持の確保からも問題ではないかという御指摘があったということがございます。

これにつきましては、警察庁のテロ対策の部門のほうからも、最低限、この部分については旅館業法の旅館と同様の対応をとっていただきたいというような要請も受けているという状況でございます。これに加えまして、最近、薬物の事案が相変わらず問題になっておりますけれども、どちらかというところまでは国内の暴力団が売るといった形態がメインだったのですが、海外のシンジケートが積極的に入ってきているというような状況もございまして、そういう意味からも身元を押さえるような措置の必要性が高まっているということでございます。

なお、政府におきまして現在訪日外国人の増に向けてビザ発給要件の緩和等の取り組みも進めておりますけれども、これらの取り組みにおいても治安の確保が前提ということで認識をしているということでございます。

2点目でございます。これは直接与党から指摘があったということではございませんけれども、今回エボラ出血熱の問題がありまして、厚生労働省としましても、全国の旅館とホテルに対しまして、宿泊者名簿の記載の励行の徹底について昨年12月15日付でしっかりやっていただくようにということをお願いしております。これは今のエボラの入国の仕組みであります、入国時に症状がない場合は一旦入国していただいて経過観察をすることになっておりますけれども、その方が万一宿泊施設で発症した場合に、蔓延防止等の観点からほかの方の健康調査が必要になる。そのときに旅館のほうで宿泊者の身元を押さえておき追跡できるようにしておくという必要があるということでございます。この事業についても事情は同じですので、感染症の蔓延を防止する観点からも身元が確実に確認できるような状況にしておきたいという思いを持っております。

第3の点でございます。これは昨年大阪市議会とか大阪府議会がこの事業の条例が残念ながら否決をされたということでございます。私どもとしてもこれは重く受けとめておきまして、その際の否決理由というのが近隣住民の安全確保や不安除去の対応が不十分ではないかというような指摘があったと承知しております。このため、地域住民の不安を除去する観点から、最低限のものについては国としても考え方を示しておく必要があるのではな

いかということでございます。

以上がまず背景の部分でございますけれども、この国家戦略特区制度というのは、政府としても極めて重要性が高い施策でありまして、厚労省としても何とか前に進めるためには、こういう指摘に対しては的確に対応していきたいと思っております。

具体的な中身につきましては、1枚めくっていただきまして2枚目のほうになるわけでございますけれども、これはこれまで、まず警察庁さんのほうと調整をさせていただいた上で、さらに、実際に特区の事業に参入を予定している方をこちらの地活室の事務局のほうから御紹介をいただきまして、その方々にも意見交換をして調整した内容ということでございます。

具体的には内閣官房さんとの連名でこういう通知の形でお示ししたいと思っております。内容としては基本的には前ページの指摘に対して、現行の旅業法の旅館等に対してとられている措置と同等の中身を担保していきたいと思っております。そういう意味で資料のつくりでございますけれども、この表におきまして、左側のほうが今回の特区事業の特例に対して取り上げてとりたい措置ということで通知に盛り込む内容。右側がこれに対応するルールとして、旅業法において今現在とられているルールということになっております。

なお、この旅業法のルールにつきましては、もともとは2001年のアメリカの同時多発テロを契機とした一連の動きの中で旅業法に対してお願いをしているというような経緯もあるものでございます。

まず、1点目でございますけれども、まず施設で滞在者を押さえられるようにしておきたいということで、旅業法の宿泊者名簿に相当する滞在者の名簿を作成して、氏名、住所、国籍及び旅券番号を記載していただくことをお願いしたいと思っております。また、旅館におきましては、宿泊者名簿の提示とあわせて旅券の提示と旅券の写しの保存をお願いしておりますけれども、旅券の写しは写真等もございまして、犯罪者が仮にいた場合の足取りを追う上で必要なものでございますので、特区の特例事業者においても同様のことをお願いしたいと思っております。

2点目が、施設の使用開始時及び終了時に、対面または映像等により確実に確認できる方法で、滞在者が提出したパスポートの人物と同一であるかの確認をお願いしたいと思っております。旅館の場合はフロントでチェックインとかチェックアウトのときに対面で行いますけれども、特区においてもこの点はぜひ担保してほしいという要請を受けておりまして、本人確認をしっかりと行う対応にしたいと思っております。

この点につきまして、先ほど申しましたように特区の実際参入を予定している事業者さんにどういうふうになれるかと確認したところ、ある事業者さんは対面でもパスポートも含めてちゃんとチェックしますといったところもいらっしゃいましたし、あるいはそうではなくてIT機器等を使って映像でその人がちゃんと泊まっているかというのを確認するという方法をとりたいということもございましたので、一応両方に対応できるような書きぶ

りとさせていただきます。

なお、補足いたしますと、この1点目と2点目の措置は、いわゆる施設の従業員がその人がテロリストかどうかというのを見るということがなかなか難しいということは承知しておりますので、そういうことを目的としたというよりは、むしろ例えば警察庁において後からテロリストが特定のパスポートで入国したという情報を得た場合に、パスポートをちゃんと旅館のほうで押さえていると後から足取りを追うことが容易になるということがありますので、そういうものを目的としたということで御理解をいただきたいと思っております。

また、退室時と入室時で例えば人が入れかわった場合であれば、それは不審ではないかということがあって、それによって警察のほうに行けば捜査につながるということもありますので、そういうところも狙っているということでございます。

次の括りの3点目でございますけれども、警察との関係、通報あるいは捜査の協力についての記載でございます。利用者が例えば旅券の提示を拒否するとか、あるいは施設側で部屋の掃除に入ったり、あるいは部屋を見た際に挙動不審な点があった場合については警察に連絡してくださいということでお願いしたいと思っております。

また、逆に警察のほうからテロ事案に対する捜査において不審事案の有無に対する質問があったり、あるいは滞在者名簿の閲覧請求があった場合については御協力いただきたいということでお願いしております。これが旅館業においても同様の措置をお願いしているものでございます。

以上がテロ対策の観点からも問題でございます。なお、これについては、旅館業法の旅館においても同様の状況でございますし、昨今、テロ事案も発生しているというような状況も踏まえまして、昨年12月19日付で警察庁の要請を踏まえて同様の内容の徹底を図る通知を旅館当てに発出しているということをやっております。

2点目が、次に近隣住民の不安の関係でございます。近隣住民にとっては、例えば自分のお隣の部屋にそもそも見知らぬ外国人が入れ替わり立ち替わり出入りしているというようなこととか、あるいは火災が発生した場合の対応をちゃんと説明しておかないと対応が遅くれるのではないかという不安があると理解しておきます。また、ごみ出しとか騒音の問題が起きないようにするとか、あるいは起きた場合の対応が確認されていることが必要だと理解しております。こうした対応が十分にとられていない中でトラブルが起きてしまって、それが例えば広く知られた場合は、かえってこの事業にとって住民トラブルみたいな感じでネガティブな受けとめになることは推進していく上でも支障になると考えておりまして、幾つかの措置をお願いできればと思っております。

まず1点目でございますけれども、この事業を始める際には、近隣住民の方に御説明いただくとともに、理解を得ていただくよう努めていただきたいと思っております。この部分については、特区事業者の意見交換の中でそれぞれ努力義務ではないかという御指摘がありましたので、努力義務という形にさせていただきます。

あと苦情等の対応の窓口を明らかにすることを願いますとともに、施設内の設備の使用方法でありますとか、廃棄物の処理方法、騒音等の注意、火災が発生した場合の対応の方法について、旅館、施設の使用開始時に使用者に説明することを願っております。旅館業法の旅館であれば、これらの点については旅館側の責任で行われていることと存じますので、近隣住民の不安を除去するような観点から、このような対応をお願いしたいと思っております。

通知をする内容は以上でございます。もともと特区の特例制度はこのワーキングでも御議論がありましたように、国家戦略特区において規制を緩和してやってみるということが主眼の制度だと思っておりますので、その趣旨を損なうことがないようにすることが我々としても重々承知しておりますし、今回お示しする案は実際に参入を予定している方の御意見を踏まえながら制度を前に進めるための最低限お願いしたい事項に絞っております。

幸い、我が国においては今のところ大きなテロ事案は発生しておりませんが、全世界的には凄惨なテロが発生しているということでございまして、我が国においても警戒が怠れない状況だということは警察当局からも伺っておりますので、ほかに薬物の問題あるいはエボラ出血熱の問題を考えますと、我々としましては早急にこういう方針を示して、少しでも前に進めたいと思っておりますし、こういう方針を示すことがこの制度に対する理解を深めることになるのかなと思っておりますし、今日説明に参上した次第でございます。

私どもの説明は以上でございます。何とぞよろしくお願いをいたします。

○八田座長 ありがとうございます。

委員の方から御意見を伺う前に、アメリカで、ネットで貸し家をどんどん貸すサービスが進んでいますね。アメリカは物すごくテロ対策に真剣なわけですが、そこではどういう防止策がとられているのでしょうか。

○稲川課長 アメリカの防止策までは詳しくは承知していないのは事実です。

○八田座長 調べていただけると、この場合には非常に直接的に役に立つのではないかと思います。それが1つです。

あと委員の方から御意見、御質問。

どうぞ。

○原委員 今回のお話の中で、テロ対策と感染症と近隣住民というお話だったのですが、この初期メニューをつくる前の議論のときに、テロ対策はそんなに議論していなかったような気がしますけれども、少なくとも、この感染症の話だったり近隣住民の話とかというのはさんざん議論があつて、こういう問題があるから旅館業の特例などは認めるべきではないというお話がずっとあつた中で規制改革措置というのを制度化したと理解しておりますので、制度ができた後でまた元の議論に戻っているなど非常に違和感を強く持ちました。特に、この近隣住民のお話とかというのも既に制度をつくられた後で、理解を得るように努力義務を課すということを参入されようとする方と既にお話しされているとい

うお話だと聞いたのですが、なぜそんなことに勝手になっているのかなと大変違和感を覚えましてということなのです。なので、私としては、感染症の話と近隣住民の話はもう終わった話なのではないでしょうかというがまず第1。

テロ対策のところは最近新しい問題がどんどんと出てきているので、追加的な対策が必要だというのは市民としても理解できなくはないところであるのですが、そのときに今八田先生が言われたのともかかわりますけれども、實際上、旅館業特例以外でもAirbnbは日本でも相当やられていますし、外国人で日本に來られて必ずしも旅館に泊まるわけではなくて、そういう一般の家を借りて住むであったり、あるいは比較的長期の滞在であればマンスリーを借りるとか、そういうのがあり得るわけですね。そういう方たちについてのテロ対策、同じようなことというのは当然必要であろうと思うのですけれども、そこは措置されているのでしょうか。

○稲川課長 まず、確かにこの制度を議論する際に感染症の議論あるいは近隣の話はあったと理解しておりますけれども、感染症の話については、感染症だから新たな対応ということではなくて、やはり宿泊者名簿とか、あるいは本人確認という部分をしっかりやっていただくということの一つの要素として感染症の話がある。あのときの感染症の議論というのは、要するに期間を7日にするか、10日にするかということで感染症の潜伏期間という議論だったと思いますけれども、これはどちらかというところそういう議論ではなくて蔓延を防止するという観点です。ですから、確かにその当時、そういうことでわかっていたではないかと言われたら、当時そこまで思い至っていなかった部分もあるのかもしれませんが、当時の7日なのか、期間をどうするかという議論とはまた別の文脈ですし、現に感染症の蔓延を防止する観点でいうと宿泊者名簿というか、滞在名簿を押さえていただきたいという部分があるので、そういう意味で御提示をさせていただいたということでございます。ただ、感染症だからといって特別なことではなくて、要するにこういう宿泊者名簿とか、いわゆる本人確認をお願いする一つの理由として感染症ということを挙げたということでございます。

それと近隣住民の話は、直接は大阪の府とか市の条例が否決をされたという理由がそういうことであつたので、そういうことを前に進める上では何らかの方針を示していかないと、大阪の地元のほうの御理解も得られないということがありますし、あとは主に与党の議論の中でもテロ対策の話がありましたけれども、与党の議論の中でも近隣住民の不安という部分で否決されたということももっと重く受けとめるべきだという御指摘もありましたので、その部分に対応したということでございます。

あとAirbnbとかそのものについても、まだ私どもとして基本的にAirbnbというサイト事態を規制する権限はないのですけれども、ただ、あそこで部屋を貸す行為というのは基本的には旅館業法の旅館という部分に該当すると思っておりますので、そういう意味ではきちんこういう制度の枠に入っいただくということを通じて、そういうテロ対策ということに対してしっかり対応していただきたいと思っております。ですから、もしAirbnbみた

いなことで部屋を貸している行為自体は旅館業法の旅館の許可がないとできない行為ということもあると思ひまして、そのあたりについてはしっかり対応していかなければいけないという認識を持っております。

○原委員 一般の普通の家を借りて、間借りして住んだりとか、あるいはマンスリーマンションであったりとか、そういうのはどのような対策なのですか。

○稲川課長 今の旅館と部屋の賃貸との仕切りというのは、大体1カ月ということで仕切っています。1カ月以上については旅館業という仕切りではなくて通常の賃貸の世界でやっていただくということになっています。賃貸の世界でどういう身元確認をしているかというのは、例えば賃貸であれば、いわゆる重要事項の説明義務をする際に対面であるとか、あるいは国交省などの外国人に貸す際のガイドラインなどを見てもパスポート等で身元確認をするというようなことが書いてありますので、そういうところへ担保をお願いしたいと思っております、基本、その部分については旅館業法の適用の外になりますので、こちらのほうでむしろしっかり対応していただきたいなということでございます。

○原委員 旅館業法の適用の外だと思っておりますけれども、ただ、テロ対策という意味でいえば、長期で暮らしている人のほうがよりそういうリスクの高い人なのかもしれませんし、むしろそういう人をしっかりやってもらいたいなと思っておりますけれども、テロ対策ということで考えられるのであれば、旅館業とか周辺の分野について対策を打ちますというよりは、むしろ国内に滞在している外国人についての包括的な統一的な措置がとられるというのが筋ではないのかなというのの一つですね。

あと、感染症のほうの話ともかかわりますけれども、滞在者名簿であったり、旅券の提示であったり、今回の通知の中身というのは相当程度旅館業の世界に近づけていくということのように思われるのですけれども、これを通知とか通達とかでやるということに非常に問題があるのではないのかなと。これは制度としてはこういう旅館とは別のルールをつくってより軽いルールでできるようにしましたということに最初一旦しておいて、通達、通知の世界でだんだんまた旅館業に近づいていきますよというのは、制度の組み方として非常に問題があるように思うのです。

もし、やるのであれば、こういう旅館業に近い形でしかやるべきでないということであれば、そこは正面から法令の議論としてなされるのが筋なのではないでしょうか。

○稲川課長 1点目の話については、テロ対策として政府でどう取り組むかという話だと非常に大きな話になりますので。

私ども、旅館あるいはこういう事業を所管する立場として来ていますので、そういう御指摘があったことは関係のところにはお伝えしたいと思ひますけれども、ただ、うちの中で住宅の場合についてどうするかとなると、なかなかこうしますというのは言いにくい状況であるということは政府の役割、仕切りの中で御理解いただければと思っております。

それともう一点、法令でということでございます。基本的には確かにこういう形で通知でやるとどんどん見えないところでやっていくことの御指摘かと思ひますけれども、一応

こういう形で私どもとしても今日、まさにこういうところでちゃんと御説明をするという手順を踏んだ上で出すとしているのも、まさにそういう御批判を受けないようにするためでもありますし、法令的なものでやるかどうかというところについては、まずは通知のほうで、かつ、こういうところでちゃんと御説明した上で、委員がおっしゃったような形の御懸念を払拭した形でやるということは今後もやっていきたいと思っておりますので、今のところは私どもとしては通知の形でお示ししたいと思っておりますけれども、どうしても法令でやるということであれば、そこはどのような方法があるかというのは検討したいと思っております。

○原委員 私は別に旅館業に近づけるべきだという議論をしたいと思っているわけでは全然なくて、もし旅館業に近づけるべきだという議論をされるのであれば、法制の制度を変えることを前提に議論すべきだということだと思います。

テロ対策という観点で旅館業に近づけるべきだという議論に関しては、テロ対策をやるのであれば、今回のお話を厚生労働省さんから伺っているということ自体に何かおかしさがあって、テロ対策全般どうなっているのですかと、そこから考えていただかないと、何でここだけやるのでしょうかというところがよく理解できないのです。

○稲川課長 恐らく警察庁中心に成果を上げて取り組んでいると思っておりますけれども、旅館の世界ではこれまでこういう仕組みでやってきたということがあるので、今回の特区の事業についても、旅館業法の旅館に当たる事業について特例を設けるという建て方になっていきますから、私どもとしては政府の一員として自分たちができることをやるという意味で、こういう旅館については何らかの取り組みはしなければいけないということで考えておりますし、そういう要請を警察庁さんのほうからも受けているというところでございます。

○八田座長 これは厚労省さん側の議論になるかもしれないけれども、こういうことは言えるのですか。先ほどのお話では、旅館業のところはパスポートを必ず要求している、賃貸も施設基準は必ず要求している。

○稲川課長 必ずかどうか、それはどちらかというところと国交省さんの話ですけれども、国交省さんのガイドラインで見るとパスポート等で身元確認をしろというような形をしている。

○八田座長 それと同じレベルでやるならいいと思います。賃貸と同じレベルの文言でやるならば問題ありません。要するに、ホテルの1週間以内のところは、パスポートを提示している、1カ月以上もちゃんとパスポートを提示させている。それなのにここの真ん中だけが抜けていたことを後で気がついた。だから、この真ん中の部分をどうしようかというのならば、ここはせっかく旅館のいろんな制度を外したわけだから、私は旅館より住宅のほうに近づけるべきだと思います。もし、普通の住宅の賃貸がテロの観点から危ないというのならば、普通の住宅にもきちっと制約をかけるべきです。例えば3カ月とか、そういうところはもうパスポートの提示、コピーをきちっと用意して、提示だけではだめだと、コピーをとれと、それを全部一括してやれということであるべきだと思います。テロ対策という観点から見ると、やはりそこは首尾一貫したほうがいいと思います。

もしそうでないならば、おっしゃることはわかるから、コピーではなくてせいぜい提示を求めるくらいでそろえるということにするよりしようがない。どっちみち普通の賃貸住宅にそろえたほうがいいと思います。

○稲川課長 その賃貸がどこまでのこと、あちらもガイドラインでやっているということは承知しておりますけれども、ガイドラインレベルでいうと同じような形でということにはなっているとは思いますが。ただ、こちらのほうは、とはいえ賃貸で7日ということであれば、人が頻繁に入れかわるといところは旅館にある程度近いところもありますので、そこは全く。

○八田座長 こちらもテロの観点から強くする必要があるならば、向こうも強くすべきです。

○藤原次長 お時間も過ぎていきますので、そうしましたら、先生方から幾つか宿題が出ていますので、アメリカでのテロ対策上の観点からのルールとか、原先生からも指摘事項のところ①と②、③のところ段差がある。私どももそう考えていますし、①テロ対策でやるというのだったら②、③のところは少なくとも補足的な形で書いていただいたほうがいいと思いますし、法律で議論しているところが本当に旅館業法とそこはむしろ特例措置を設けないという議論があり得るのであれば、そこは論点として今回の通知は第1弾だとしても、第2弾についてどういうふうにお考えなのかとか、再度詰めていくべきと考えます。

最後、この通知を出されるときに、今、内閣府と厚労省で出されようとしているのですが、国交省や警察も含めた形で通知を出していくのかということも含めて、もう一回、再度検討いただいて御議論いただくということでよろしいでしょうか。

○稲川課長 今の御指摘を整理しまして説明させていただきます。本日はお時間をいただきまして、ありがとうございました。

○八田座長 どうもありがとうございました。